(仮称) 坂出市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)の概要に関するパブリックコメントの結果

1. パブリックコメントの実施状況

- (1) 意見募集期間 平成30年7月17日~平成30年8月16日
- (2) 意見の受付件数 3人 11件

2. 意見の概要と市の考え方

| No. | 意見の内容 | 意見に対する市の考え方 |
|-----|---|---|
| 1 | 前文として第1条の前に本市の風土,産業振興の状況を説明した後に,(第1条の目的)中小企業の役割と中小企業政策の重要性を位置づける必要があると思います。 | この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を規定するものであり、市の責務、中小企業・小規模企業の役割、大企業の役割、産業経済団体等の役割、金融機関等の役割、教育機関等の役割、市民等の理解と協力などの規定や、市は基本方針に基づき中小企業・小規模企業振興施策を講ずるとして、基本方針を掲げることを考えております。 |
| 2 | 振興条例はいわば産業振興の憲法ですのでとりわけ理念が大切ではないでしょうか。中小企業・小規模企業が地域経済の活性化にあたりどのような役割を果たしているのか,また産業振興の基本的方向性を明記したらどうか。 例えば①地域に密着し経済活動の主役にとどまらず伝統技能や文化の継承,地域防災に重要な役割を果たし、地域振興に重要な役割を果たしている②産業振興の方向としては地域内資源の活用,地域内経済循環と再投資 | |
| 3 | 基本条例のなかに坂出市がどう取り組みたいかなど、役割や方向性を具体的に明記してはどうでしょうか。地域資源を生かすことや経済循環のための融資など大きな柱となる施策をしっかり実行する枠組みの基本部分を盛り込んでみたらどうでしょうか。対象となる業種も多くの業者が該当するよう、融資面でも振興面でも活力を十分に引き出せる方向性をしっかり明記してほしいです。 | |

| 4 | 第2条として条文内の用語の定義として記述し、解りやすくされては如何でしょうか。 | この条例において、中小企業とは中小企業基本法第2条第1項各号に 掲げる中小企業者であって、市内に事務所または事業所を有するもの、 | |
|---|---|--|--|
| 5 | 条文の中の「中小企業・小規模企業」とありますが、あくまで会社が行うものではなく、主体的に取り組む者が行うものと考えられます。従って「中小企業者・小規模企業者」また大企業者とする方が良いのではないか。 | 初りる中小正業者であって、市内に事務所または事業所を有するもの、 小規模企業とは第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に 事務所または事業所を有するもの、大企業とは中小企業・小規模企業以 外の事業者であって、市内に事務所または事業所を有するものと定義す ることを考えております。 | |
| 6 | 市の責務・大企業の役割などにかかわることでは市の基本条例案では自助努力を基本としているが、同時に中小・小規模企業の維持・発展を産業振興の中心と位置付ける主旨から言えば中小業者の多くは人材や資金など経営資源をはじめ経営環境が悪化している現状を踏まえるならば、産業振興を中小業者の自助努力のみで行うことは限界があります。そこで市や金融機関・大企業が連携して中小業者を支援することが求められると踏み込んだものにしたらどうでしょうか。 | この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な事項を規定するものであり、基本理念として多様な主体の連携および協働により推進することを考えております。 | |

| 7 | 産業振興会議の設置に関することです。全国的にも条例は実のあるものになるかどうかは①業者の実態調査②審議会の設置と研究と討議が大切と言われています。そこで設置の振興会議の委員は市長が委託となっていますが、隣の丸亀市では産業振興会議について次の掲げる中から市長が委託としています。識見 産業経済団体の関係者 事業者 消費者 公募による者 市長が必要と認めるものとしています。坂出市としても基準を定め丸亀市のやり方をぜひ参考にしてください | 中小企業・小規模企業振興会議の委員に 模企業の振興に関し識見を有する者のうち えており、また施策の実施状況の公表等に まいります。 |
|-----|--|--|
| 8 | 業者の実態調査をより細やかに行うことや審議会を設置して識者 や経済団体だけでなく、事業者や消費者、市民の声をしっかり取り 入れた条例を練り上げていくことを要望します。 | |
| 9 | 企業の要望を施策に生かすために、また施策の効果を検証するためにも、対象企業に対して全数調査が必要ではないでしょうか。また既に行われている実態調査があるのであれば、公開して本条例に活かしたものにするべきではないでしょうか。 | |
| 1 0 | 第12条で振興会議の設置で"中小企業・小規模企業の振興に関する者のうちから"とありますが学識経験者や消費者、意識の高い公募による者など幅広く振興会議のメンバーを市長が委嘱する方が活性化した振興会議になると思います。 | |
| 1 1 | 振興会議の意見を参考にし、施策を実施し、実施状況を市長が公 表することを明記する必要があるのではないでしょうか。 | |

につきまして, 中小企業・小規 ちから市長が委嘱することを考 につきましては、今後検討して

問合せ先

建設経済部産業課

電話 44-5012

FAX 44-3604